

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 適用

1. 森林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山形県が発注する森林整備事業に関する土木工事（治山工事、林道工事）その他これに類する工事（以下「工事」という。）に係る建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 請負者は、共通仕様書の適用にあたっては、「山形県建設工事監督要領（以下「監督要領」という。）」、「山形県建設工事監督技術基準」、「山形県建設工事重点監督実施要領」、「山形県工事検査規程」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督、検査（完成検査、一部完成検査、中間検査、出来形検査）にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の15第1項及び第2項に基づくものであることを認識しなければならない。
3. 契約書に添付されている図面、**特記仕様書**及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
4. **特記仕様書**、図面、工事統括数量表の間に相違がある場合、又は図面からの読取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は監督職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
5. **設計図書**は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は、（ ）内を非S I単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. 監督職員とは、契約約款第10条に基づき指定された職員とし、総括監督員、監督員を総称している。
2. 総括監督職員とは、「監督要領」に定める監督総括業務を担当する。
3. 監督職員とは、「監督要領」に定める監督業務を担当する。
4. **契約図書**とは、契約約款及び**設計図書**をいう。
5. **設計図書**とは、**仕様書**、図面、工事数量総括表、閲覧設計書をいう。
6. **仕様書**とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称している。
7. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの

第1編 共通編

程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

8. **特記仕様書**とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、**設計図書**に基づき監督職員が請負者に**指示**した書面及び請負者が**提出**し監督職員が**承諾**した書面を含むものとする。
9. 閲覧設計書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
10. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、**設計図書**に基づき監督職員が請負者に**指示**した図面及び請負者が**提出**し、監督職員が書面により**承諾**した図面を含むものとする。
11. 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
12. **指示**とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
13. **承諾**とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は請負者が書面により同意することをいう。
14. **協議**とは、書面により**契約図書**の**協議**事項について、発注者又は監督職員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
15. **提出**とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
16. **提示**とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
17. **報告**とは、請負者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
18. **通知**とは、発注者又は監督職員と請負者又は現場代理人の間で、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と**協議**するものとする。
20. **確認**とは、**契約図書**に示された事項について、臨場もしくは関係資料に

第1編 共通編

より、その内容について**契約図書**との適合を確かめることをいう。

21. **立会**とは、**契約図書**に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を**確認**することをいう。
22. **段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。
23. 検査とは、検査職員が契約約款第 33 条に基づく完成検査、同第 39 条に基づく出来形検査及び同第 40 条に基づく一部完成検査により給付の完了の**確認**を行うこと、更には山形県建設工事検査規程（昭和 55 年 4 月 1 日山形県訓令第 10 号）に基づく中間検査をいう。なお、中間検査とは、請負代金の支払を伴うものではない。
24. 検査員とは、契約約款第 33 条第 2 項の規定に基づき、検査を行うために発注者が定めた者をいう。
25. 同等以上の品質とは、**設計図書**で指定する品質又は**設計図書**に指定がない場合、監督職員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の**承諾**した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、請負者の負担とする。
26. 工期とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
27. 工事開始日とは、工期の始期日又は**設計図書**において規定する始期日をいう。
28. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。
29. 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
30. 本体工事とは、**設計図書**に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
31. 仮設工事とは、各種の仮工事であつて、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。
32. 工事区域とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地又は水面の区域をいう。
33. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び**設計図書**で明確に指定される場所をいう。
34. S I とは、国際単位系をいう。
35. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたものでその所有権は発注者に帰属する。
36. J I S 規格とは、日本工業規格をいう。

第1編 共通編

1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、公表・市販されているものについては、請負者が備えなければならない。
2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**、およびその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-4 工程表

請負者は、契約約款第3条第1項に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に**提出**しなければならない。

1-1-5 請負代金額内訳書及び工事費構成書

1. 請負者は、**設計図書**において契約約款第3条第2項の請負代金額内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を規定されたときは、所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。
2. 監督職員は、内訳書の内容に関し請負者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する**協議**等を行わないものとする。
3. 請負者は、第1項の規定に基づき請負代金額内訳書を提出した場合には、監督職員に対し、当該工事の工事費構成書（以下「構成書」という。）の**提示**を求めることができる。また、発注者が**提示**する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目又は少数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。
4. 監督職員は、請負者から構成書の**提示**を求められたときは、その日から14日以内に**提出**しなければならない。
5. 請負者は、構成書の内容に関し監督職員の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する**協議**等を行わないものとする。なお、構成書は、発注者及び請負者を拘束するものではない。

第1編 共通編

1-1-6 施工計画書

1. 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。

請負者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、請負者は、**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

2. 請負者は、上記.(10)において、請負者及び発注者の夜間・休日連絡先を明記しなければならない。

3. 請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、その都度の提出を省略できるものとし、後日の提出でよいものとする。

4. 請負者は、施工計画書を提出する際、監督職員が**指示**した事項について、更に詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。

1-1-7 CORINSへの登録

1. 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成

第1編 共通編

し、監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に**提示**しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

2. 「工事カルテ」の登録は、フロッピーディスクによる登録のほか、公衆回線を通じたオンラインにより登録することが出来る。

1-1-8 監督職員

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約約款第10条第2項に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督職員が請負者に対し、口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による**指示**等が行われた場合には、後日書面により監督職員と請負者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

1-1-9 現場技術員

請負者は、設計図書又は打合せ簿で建設コンサルタント等の現場技術員の配置が示された場合には、次によらなければならない。

- (1) 現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工計画書、報告書、データ、図面等）の**提出**に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、現場技術員は、契約約款第10条に規定する監督職員ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。
- (2) 監督職員から請負者に対する**指示**又は**通知**等を、現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接**指示**又は**通知**等があったものと同等とする。
- (3) 監督職員の**指示**により、請負者が監督職員に対して行う**報告**又は**通知**は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

1-1-10 主任技術者

1. 請負者は、主任技術者を配置する工事で、当該建設工事の種別が「土木

第1編 共通編

一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」及び「舗装工事」の場合には、次表に示す資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

なお、主任技術者を通知する場合には、その資格要件を満たすことを証するものとして、それぞれの資格に応じ、(イ) 土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあつては合格証明書の写しを、(ロ) 技術士にあつては合格証明書又は合格証の写しを、(ハ) 国土交通（建設）大臣認定者にあつては認定書の写しを添付するものとする。

表1 土木一式工事

請負代金額	主任技術者の資格要件
1億円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通（建設）大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
1億円未満 1,000万円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通（建設）大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。

表2 とび・土工・コンクリート工事

請負代金額	主任技術者の資格要件
1億円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通（建設）大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
1億円未満 1,000万円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通（建設）大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。

第1編 共通編

表3 舗装工事

請負代金額	主任技術者の資格要件
1億円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
1億円未満 1,000万円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通(建設)大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。

2. 施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、以下のいずれかに該当する場合は、協議により変更できるものとする。
- (1) 技術者のやむを得ない事情(病気、退職、死亡、その他の理由等)により変更が必要と総括監督員が認めたとき。
 - (2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作が完了したとき。ただし、この場合、変更後の技術者はあらかじめ報告済みの者に限る。
 - (3) 工事の主体部分が完成した場合等で、変更しても支障が無いと総括監督員が認めたとき。
 - (4) 以下に該当する場合で工事の進捗状況等、現場の施工実態、施工体制等を考慮して支障が無いと総括監督員が認めたときで、当初工期経過後。
 - ① 請負者の責によらず工事中止等が行われ、工期延長がされたとき。
 - ② 請負者の責によらず当初の工期に対して大幅(3ヶ月程度以上)な工期延長が行われたとき。

上記により途中変更を行う場合は下記により対応すること。

ア) 後任技術者について資格及び資格取得後の経験年数を同等以上(前任技術者の経験年数以上又は5年以上の経験年数)とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。

なお、一般競争入札方式により入札を行った工事の後任技術者の施工経験については、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。

イ) 技術者の変更に際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い継続的な業務が遂行できるようにすること。

引継に必要な期間は1年以内の工期の工事においては7日間程度、1年を超えて2年以内の工期の工事においては14日間程度、2年を超える工期の工事については1ヶ月間程度を目安とする。

第1編 共通編

ウ) 原則として同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと

1-1-11 監理技術者

1. 契約約款第 11 条に定める監理技術者の**通知**にあたっては、建設業法第 26 条 4 項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

(注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事業以外で下請契約の合計が **3,000** 万円以上の工事である。

2. 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回る価格で契約を締結する請負者は、山形県が発注した工事のうち、過去 2 年以内に完成した工事又は入札日現在施工中の工事に関して、次のいずれか一つに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で 1 名工事現場に配置しなければならない。

イ 65 点未満の工事成績評定を通知された

ロ 施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行った(軽微な手直し等は除く)。又は、かしに起因して修補又は損害賠償を請求された

ハ 品質管理、安全管理に関し、山形県から指名停止措置を受けた

ニ 自らに起因して工期を大幅に遅延した

3. 2 項の規定により技術者を配置するときは、建設工事請負契約約款様式第 5 号を使用して、総括監督員に通知しなければならない。通知にあたっては「主任技術者・監理技術者」を「別に配置する技術者」と修正したうえで、監理技術者資格者証の写し及び請負者との雇用関係が確認できる書類(健康保険被保険者証等の写し)を添付しなければならない。

1-1-12 配置技術者等の適格性及び専任制等の確認

1. 契約約款第 11 条に定める現場代理人等指定**通知書**の添付書類として、雇用関係を証明する書類(健康保険証の写し等)を**提出**するものとする。
2. 請負代金額が **2,500** 万円以上の場合には、1. に加えて「技術者の専任届出書」を添付するものとする。

1-1-13 低入札価格調査対象工事における技術者の増員

1. 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回る価格で契約を締結する請負者は、山形県が発注した工事のうち、過去 2 年以内に完成した工事又は入札日現在に施工中の工事に関して、次のいずれか一つに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で 1 名工事現場に配置しなければならない。

第1編 共通編

イ 65点未満の工事成績評定を通知された。

ロ 施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行った（軽微な手直し等は除く。）。又は、かしに起因して修補又は損害賠償を請求された。

ハ 品質管理、安全管理に関し、山形県から指名停止措置を受けた。

ニ 自らに起因して工期を大幅に遅延した。

2. 上記により技術者を配置するときは、建設工事請負約款様式第5号を使用して、総括監督員に通知しなければならない。通知にあたっては「主任技術者・監理技術者」を「別に配置する技術者」と修正したうえ、監理技術者資格者証の写し及び請負者との雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等の写し）を添付するものとする。

1-1-14 工事用地等の使用

1. 請負者は、発注者から使用承諾あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. **設計図書**において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
4. 請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、**設計図書**の定め又は監督職員の**指示**に従い、復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も、遅滞なく発注者に返還しなければならない。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について請負者が復旧の義務を履行しないときは、請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 請負者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-15 工事の着手

請負者は、**特記仕様書**に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

第1編 共通編

1-1-16 工事の下請負

請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が山形県の建設工事競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。

1-1-17 腕章等の着用

契約約款約第 11 条により配置する現場代理人は、工事現場内において「現場代理人」と記した腕章やヘルメット等を常に着用し、第三者よりその存在を確認できるようにするものとする。

1-1-18 低入札価格調査制度による調査

1. 低入札価格調査制度による調査
 - 1) 当該工事が低入札価格調査制度による調査の対象となった場合は、その調査に応じなければならない。
 - 2) 1) の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、請負者は応じなければならない。
2. 低入札完成時確認調査
 - 1) 請負者は、下請負者の協力を得て履行確認等調査票（完成時確認調査用）の作成を行い、工事完了後、当該工事の完成検査の日までに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途監督職員から指示するものとする。
 - 2) 請負者は、提出された調査票について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、請負者は、監督職員の指示に基づき下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

1-1-19 施工体制台帳の提出

1. 請負者は、「山形県元請下請適正化指導要領」（以下「要領」という。）を遵守すること。
2. 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が 2 以上ある場合は、それらの請負代金額の総額）が 3,000 万円以上になる場合、要領に基づきすみやかに施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。
3. 第 2 項の請負者は、要領に基づき各下請業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に**提**

第1編 共通編

出しなければならない。

4. 第2項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
5. 第2項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に**提出**しなければならない。
6. 第1項に規定する「施工体制台帳」及び、第2項に規定する「施工体系図」の適用対象工事については、下請負契約の請負金額によらず、工事の一部を下請負に付するすべての工事とする。

1-1-20 請負者相互の協力

請負者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-21 調査・試験に対する協力

1. 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の**指示**により、これに協力しなければならない。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に請負者に**通知**するものとする。
2. 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
4. 請負者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事とな

第1編 共通編

った場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5. 請負者は、当該工事が発注者の実施する元請下請関係適正化指導事業現地調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。
6. 請負者は、当該工事が発注者の実施する低入札価格調査の対象工事となった場合は、調査票の作成・ヒアリング等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
7. 請負者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、**承諾**を得なければならない。

また、請負者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

1-1-22 工事の一時中止

1. 発注者は、契約約款第 21 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-58 臨機の措置により、請負者は適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合
2. 発注者は、請負者が**契約図書**に違反し又は監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に**通知**し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。
3. 前 1 項及び前 2 項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に**提出**し、**承諾**を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-23 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者示した**設計図書**を、請負者に行った工事の変更**指示**に基づき、発注者が修正することをいう。

第1編 共通編

1-1-24 工期変更

1. 契約約款第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 22 条及び第 45 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第 24 条の工期変更**協議**の対象であるか否かを監督職員と請負者との間で**確認**する（本条において以下「事前**協議**」という。）ものとし、監督職員はその結果を請負者に**通知**するものとする。
2. 請負者は、契約約款第 19 条第 5 項及び第 20 条に基づき**設計図書**の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 24 条第 2 項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**しなければならない。
3. 請負者は、契約約款第 21 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 24 条第 2 項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**するものとする。
4. 請負者は、契約約款第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第 24 条第 2 項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**するものとする。
5. 請負者は、契約約款第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第 24 条第 2 項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-25 支給材料及び貸与品

1. 請負者は、支給材料及び貸与品を契約約款第 16 条第 8 項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 請負者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給品の精算が可能な場合は、その時点）に、支給品精算書を監督職員に**提出**しなければならない。
4. 請負者は、契約約款第 16 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に**提出**しなければならない。

第1編 共通編

5. 契約約款第 16 条第 1 項に規定する「引渡場所」については、**設計図書**又は監督職員の**指示**によるものとする。
6. 請負者は、契約約款第 16 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従うものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
7. 請負者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
8. 請負者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。
9. 「再生資源利用計画書」（参考様式 2）及び「再生資源利用促進計画書」（参考様式 3）は、搬入・搬出がない場合であっても、請負金額が 100 万円以上の場合には作成するものとし、契約締結後 14 日以内に監督職員へ**提出**しなければならない。
なお、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は施工計画書に添付するものとする。

1-1-26 工事現場発生品

1. 請負者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、**設計図書**又は監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
2. 請負者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督職員に**通知**し、監督職員が引き渡しを**指示**したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。

1-1-27 建設副産物

1. 請負者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。」及び「山形県建設リサイクル指針（平成 14 年 4 月制定）」に基づき、資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を行わなければならない。
2. 落札者は、建設工事が建設リサイクル法第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事（以下、「建設リサイクル法対象建設工事」という。）である場合には、契約締結前に、建設リサイクル法第 12 条第 1 項に基づき、以下の事項を記載した説明書（参考様式 1）により、工事担当課に説明しなければならない。

（注）建設リサイクル法対象建設工事とは、次に掲げるとおりである。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ²

第1編 共通編

建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500m ²
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※ ¹	請負代金の額 ※ ³	1億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等） ※ ²	請負代金の額 ※ ³	500万円

※¹ 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※² 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事

※³ 請負代金の額には消費税を含む

3. 請負者は、建設工事が建設リサイクル法対象建設工事である場合には、建設工事請負契約書に「解体工事に要する費用等調書」（様式第1号の2）を添付するものとする。

なお、同調書については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法等であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事又は**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、監督職員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の**承諾**を得なければならない。
5. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督職員に**提出**しなければならない。
6. 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（農林水産大臣地方課長通達、平成3年12月6日）、山形県建設リサイクルガイドライン（平成18年4月）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
7. 請負者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含めて監督職員に**提出**しなければならない。
8. 請負者は、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促

第1編 共通編

進計画書を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含めて監督職員に**提出**しなければならない。

9. 「再生資源利用計画書」（参考様式2）及び「再生資源利用促進計画書」（参考様式3）は、搬入・搬出が無い場合であっても、請負金額が100万円以上の場合は作成するものとし、契約締結後14日以内に監督職員へ提出しなければならない。
10. 請負者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに、実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に**提出**しなければならない。
11. 「再生資源利用計画書（実施書）」（参考様式2）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（参考様式3）は、「建設リサイクルデータ統合システム－CREDA S－」により作成し、電子データと併せて、監督職員へ提出しなければならない。
12. 請負者は、建設リサイクル法第18条に基づく発注者への報告として、工事完成後、速やかに「建設廃棄物処理結果報告書」（参考様式4）に以下の資料を添付のうえ、監督職員に提出するものとする。
 - ・建設廃棄物にかかる数量総括表
（特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物を含む）
 - ・前項に規定する「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」
13. 産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）の監督職員への提示は、前項に規定する「建設廃棄物処理結果報告書」提出の際に行うことを基本とし、同報告書添付の数量総括表との照合を受けるものとする。

なお、提示する産業廃棄物管理票は、D票（処分終了時返送）又は電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷とする
14. 工事完了時までには、再資源化等の処理が完了していない場合においては、第6項の「建設廃棄物処理結果報告書」を「建設廃棄物処理状況報告書」と読み替え、監督職員に提出するものとし、提示する産業廃棄物管理票は、B-2票（処分終了時返送）又は電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの通知の画面印刷とする。
15. 前項の状況報告を行った場合であっても、建設リサイクル法に係る特定建設資材の再資源化等完了時に、再度、第6項及び第7項の報告及び提示をしなければならない。

1-1-28 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置

1.1-1-27を準用する

1-1-29 監督職員による確認・立会等

1. 請負者は、**設計図書**に従って、工事の施工について監督職員の**立会**を求める場合は、あらかじめ別に定める**立会願**を監督職員に**提出**しなければならない。
2. 監督職員は、工事が**契約図書**どおり行われているかどうかの**確認**をするため必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、**立会**し、又は資料の**提出**を請求できるものとし、請負者は、これに協力しなければならない。
3. 請負者は、監督職員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。なお、監督職員が製作工場において**立会**及び**確認**を行う場合、請負者は、監督業務に必要な設備等の整った執務室を提供しなければならない。
4. 監督職員による**確認**及び**立会**の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合は、この限りではない。
5. 請負者は、契約約款第10条第2項第3号、第14条第2項又は第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料**確認**に合格した場合であっても、契約約款第18条及び第33条に規定する義務を免れないものとする。
6. 段階**確認**は、表1-1に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 請負者は、表1-1「段階**確認**一覧表」に示す**確認**時期及び設計図書に指定された時期において、段階**確認**を受けなければならない。
 - (2) 請負者は、事前に段階**確認**に係わる**報告**（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。また、監督職員から段階**確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、段階**確認**を受けなければならない。
 - (3) 段階**確認**は、請負者が臨場するものとし、**確認**した箇所に係わる監督職員が押印した書面を請負者は保管し、検査時に**提出**しなければならない。
 - (4) 請負者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
7. 監督職員は、**設計図書**に定められた段階**確認**及び**確認・立会**において臨場を机上とすることができる。この場合において、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを**提示**し**確認**を受けなければならない。

第1編 共通編

表 1 - 1 段階確認一覧表

種 別	細 別	確 認 時 期
指定仮設工		設置完了時
溪間土工・山腹土工（堀削工） 道路土工（堀削工）		土（岩）質の変化した時
表層安定処理工	表層混合処理	処理完了時
	路床安定処理	
	置換 サンドマット	処理完了時
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時
		打込完了時（打込杭）
		掘削完了時（中堀杭）
		施工完了時（中堀杭） 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時
		鉄筋組立て完了時
		施工完了時
		杭頭処理完了時
置換工（重要構造物）		掘削完了時
治山ダム		法線設置完了時
護岸工		法線設置完了時
	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前
	基礎工・根固工	設置完了時
重要構造物 治山ダム 躯体工（橋台） R C 躯体工（橋脚） R C 擁壁		土（岩）質の変化した時
		床掘掘削完了時
		鉄筋組立て完了時
		埋戻し前
躯体工 R C 躯体工		沓座の位置決定時
床版工		鉄筋組立て完了時
鋼橋		仮組立て完了時
ポストテンションT（I）桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時
		横締め作業完了時
		プレストレスト導入完了時
		縦締め作業完了時
		P C 鋼線・鉄筋組立て完了時 （工場製作除く）
簡易舗装工（下層路盤工）		ブルーローリング実施時

表1-2 主な確認・立会一覧表

種 別	細 別	確 認 時 期
土工		路床工完了時、法面整形完了時
路盤工	下層路盤	転圧完了時
	上層路盤	敷均し完了時
舗装工	舗装準備工	不陸整正完了時
	下層路盤工	転圧完了時
植生工	客土吹付工 厚層基材吹付工 特殊接着モルタル吹付工	法面清掃完了時 金網張等完了時
	特殊接着モルタル吹付工	特殊接着モルタル吹付完了時
基礎工	砕石基礎工	基礎工完了時
	コンクリート基礎工	
	杭基礎工	打込み完了・杭頭処理前
裏込工		裏込工完了時
副ダム 側壁・袖かくし 流路護岸工 土留工 擁壁工 ブロック積工 かご工 落石雪害防止工基礎工		床掘掘削完了時 土（岩）質の変化した時 埋戻し前
集水井工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時
アンカー工	地すべり抑止アンカー	削孔完了時 充填材注入完了時 多サイクル確認試験及び1 サイクル確認試験実施時

第1編 共通編

1-1-30 工事完成図

1. 請負者は、**設計図書**に従って工事完成図を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の**承諾**を得て工事完成図を省略することが出来るものとする。

2. 請負者は、設計図書で電子納品の対象工事と明示された場合には、「工事完成図」を出来形測量の結果及び設計図書に従って作成し、「山形県電子納品取扱要領」及び「山形県電子納品運用マニュアル」に基づき、電子媒体で**提出**しなければならない。

なお、電子納品の対象工事でない工事については、「工事完成図」は1-1-31の出来形図で兼ねることができる。

1-1-31 出来形図及び出来形部分の数量

1. 工事の出来形部分の数量計算書は、一部完成検査、出来形検査、中間検査及び監督職員が指示した場合に作成するものとする。

2. 出来形図は、検査（完成検査、一部完成検査、出来形検査、中間検査）時に作成するものとし、設計図（変更図面含む）又はその縮小図等を使用し作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示されている構造図等（配筋図等は不要）及び、位置図、工事設計数量総括表、平面図、標準図等を用い、設計寸法と対比し出来形寸法を朱書で記入するとともに出来形部分を着色する。但し同一図面内で、図示されているものの全てが出来形である場合は、出来形部分の着色を省略することができる。なお、出来形図にかえて出来形結果表にとりまとめることができる。

1-1-32 工事完成図書の納品

1. 請負者は、工事完成図書として以下の書類を**提出**しなければならない。

- ① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）
- ② 施工計画書
- ③ 完成図面
- ④ 工事写真
- ⑤ 工事履行報告書
- ⑥ 段階確認書

2. 請負者は、**設計図書**で電子納品の対象工事と明示された場合には、「山形県電子納品取扱要領」及び「山形県電子納品運用マニュアル」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で**提出**しなければならない。なお、電子化とする範囲や検査方法等については、監督職員との事前**協議**により決定しなければならない。

3. 請負者は、前項に基づき電子納品を行う場合には、「電子納品チェックシ

第1編 共通編

システム」によるチェックを行い、エラーがないことを**確認**した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を**提出**しなければならない。

1-1-33 品質証明

1. 請負者は、**設計図書**で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。
 - (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、一部完成、出来形、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により**提出**しなければならない。
 - (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、検査員が検査時（完成・一部完成・出来形・中間検査）に**立会**を求めた場合、品質証明員は検査に**立会**わなければならない。
 - (3) 品質証明は、**契約図書**及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
 - (4) 品質証明員の資格は、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の**承諾**を得た場合はこの限りではない。
 - (5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。
2. 品質証明（社内検査）制度対象工事と指定された工事の実施にあたっては「山形県品質証明実施基準」（平成18年8月29日付け、建企第963号）によるものとする。

なお、品質証明（社内検査）員は複数名定めることはできるが、検査時の立会は代表者1名でも可とする。

1-1-34 完成検査

1. 請負者は、契約約款第 33 条の規定に基づき、工事完成**通知書**を監督職員に**提出**しなければならない。
2. 請負者は、工事完成**通知書**を監督職員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - (1) **設計図書**（追加・変更**指示**も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約約款第 18 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) **設計図書**により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
3. 検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び請負者の立会いの

第1編 共通編

上、山形県建設工事検査規程に基づき検査を受ける。

4. 請負者は、当該完成検査については、1-1-29 第3項の規定を準用する。

1-1-35 一部完成検査

1. 請負者は、契約約款第40条第1項の工事の完成の**通知**を行った場合は、一部完成検査を受けなければならない。

2. 一部完成検査は、**設計図書**において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

3. 一部完成検査は、**設計図書**において定められた段階において行うものとする。

4. 検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び請負者の立会いの上、山形県建設工事検査規程に基づき検査を受ける。

5. 請負者は、当該一部完成検査については、1-1-29 第3項の規定を準用する。

1-1-36 中間検査

1. 請負者は、山形県建設工事検査規程に基づく、中間検査を受けなければならない。

2. 中間検査は、**設計図書**において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

3. 中間検査は、**設計図書**において定められた段階において行うものとする。

4. 中間検査の時期選定は、発注者が請負者の意見を聞いて、監督職員が行うものとする。

5. 検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び請負者の立会いの上、山形県建設工事検査規程に基づき検査を受ける。

6. 請負者は、当該中間検査については、1-1-29 第3項の規定を準用する。

7. 中間検査の対象工事となった場合は、上記のほか下記によるものとする。

1) 検査時に確認できる完成部分（部分完成を含む）については、設計図面を複写して色分け（完成部分を赤色）して1部提出する。なお、この図面は中間検査で確認済みの証しとなるものである。

2) この検査により確認した出来形部分の工事目的物の引き渡しは行わないものとし、請負者において引き渡しまで善良に管理するものとする。

1-1-37 部分使用

1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。

2. 請負者は、発注者が契約約款第35条の規定に基づく当該工事に係わる部分を部分使用する場合には、山形県建設工事検査規程に基づく中間検査を受けるものとする。

1-1-38 出来形検査

1. 請負者は、契約約款第39条第2項の部分払の**確認**の請求を行った場合

第1編 共通編

は、出来形検査を受けなければならない。

2. 請負者は、契約約款第 39 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
3. 検査は、監督職員又は契約担当者が指定する職員及び請負者の立会いの上、山形県建設工事検査規程に基づき検査を受ける。
4. 請負者は、当該出来形検査については、1-1-29 第 3 項の規定を準用する。

1-1-39 中間前払金

請負者は、契約約款第 36 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に中間前払金認定請求書及び工事履行**報告書**を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-40 施工管理

1. 請負者は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 監督職員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督職員の**指示**に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とするものとする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合
3. 請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、期間、発注者名及び請負者名等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て省略することができるものとする。
4. 請負者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
5. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ**通知**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。
6. 請負者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場

第1編 共通編

事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7. 請負者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。
8. 請負者は、森林土木工事施工管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、検査時に**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は、直ちに**提示**しなければならない。

なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

1-1-41 履行報告

請負者は、契約約款第12条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に**提出**しなければならない

1-1-42 工事関係者に対する措置請求

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-43 工事中の安全確保

1. 請負者は、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長、平成15年3月27日）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長平成6年11月1日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。
2. 請負者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
3. 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
4. 請負者は、森林土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設

第1編 共通編

- 機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の**承諾**を得て、それを使用することができる。
5. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
 6. 請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
 7. 請負者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
 8. 請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
 9. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
 10. 請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事における災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
 11. 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、**施工計画書**に記載して、監督職員に**提出**しなければならない。
 12. 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事**報告書**等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するものとする。
 13. 請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
 14. 請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工

第1編 共通編

事関係者連絡会議を組織するものとする。

15. 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。
16. 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
17. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係機関に**通知**しなければならない。
18. 請負者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に**報告**しなければならない。
19. 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に**報告**し、その処置については占有者全体の**立会**を求め、管理者を明確にしなければならない。
20. 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に**報告**するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

1-1-44 爆発及び火災の防止

1. 請負者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 請負者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を**提示**しなければならない。
 - (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
2. 請負者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中的火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した計画書を監督職員に**提出**しなければならない。

第1編 共通編

- (2) 請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-45 後片付け

請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は監督職員の**指示**に従って在置し、検査終了後撤去するものとする。

1-1-46 事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が**指示**する様式（工事事故**報告書**）で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

1-1-47 環境対策

1. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
2. 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に**報告**し、監督職員の**指示**があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。
3. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料の**提示**を求めることができる。この場合において、請負者は、必要な資料を**提示**しなければならない。
4. 請負者は、工事の施工にあたり使用する建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第

第1編 共通編

249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に**提出**しなければならない。

5. 請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(建設省告示、平成9年7月31日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって**協議**することができるものとする。
6. 請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「山形県環境物品等調達基本方針」に定められた特定調達物品の使用を積極的に推進するものとする。
 - (1) 請負者は、工事資材の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保に留意しつつ、「山形県環境物品等調達基本方針」にて優先的調達品目とされている「山形県リサイクル認定製品」の使用を特に積極的に推進するものとする。
 - (2) 請負者は、山形県リサイクル認定製品を使用した場合は、使用実績を監督職員に**提出**するものとする。

1-1-48 文化財の保護

1. 請負者は、工事の施工にあたって、文化財の保護に十分注意し、使用人

第1編 共通編

等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に**報告**し、その**指示**に従わなければならない。

2. 請負者が工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

1-1-49 交通安全管理

1. 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第 30 条によって処置するものとする。
2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
3. 請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と**協議**のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に**提出**しなければならない。
4. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
5. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負者の責任において使用するものとする。
6. 請負者は、**特記仕様書**に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
7. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。請負者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由

第1編 共通編

により建設作業を中断するときには、交通管理者**協議**で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。

8. 工事の性質上、請負者が水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は「水門又は水路に関するその他の構造物」と読み替え、「車両」とあるのは「船舶」と読み替えるものとする。
9. 請負者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
10. 請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。

表 1 - 1 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5 m
長さ	12.0 m
高さ	3.8 m
重量総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については軸距・長さに応じ最大 25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m 未満の場合は 18 t （隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）、 1.8m 以上の場合は 20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0 m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-50 施設管理

請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約約款 35 条の適用部分）について、施工管理上、**契約図書**における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と**協議**できるものとする。なお、当該**協議**事項は、契約約款 10 条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-51 環境対策

1. 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図る

第1編 共通編

とともに、諸法令の運用適用は、請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は、以下に示すとおりである。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (3) 下請代金遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (4) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (5) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (6) 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- (7) じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）
- (8) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (9) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- (10) 健康保険法（昭和 11 年法律第 70 号）
- (11) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（平成 3 年法律第 94 号）
- (14) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (15) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- (16) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- (17) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- (18) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- (19) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
- (20) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (21) 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）
- (22) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- (23) 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）
- (24) 漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）
- (25) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (26) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- (27) 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
- (28) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）
- (29) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- (30) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (31) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
- (32) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (33) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (34) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

第1編 共通編

- (35) 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）
- (36) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (38) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- (39) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）
- (40) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (41) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (42) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (43) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (44) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
（平成 12 年法律第 104 号）
- (46) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (47) 駐車場法（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (48) 海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）
- (49) 海上衝突予防法（昭和 52 年法律第 62 号）
- (50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
- (51) 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）
- (52) 船舶職員法（昭和 26 年法律第 149 号）
- (53) 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）
- (54) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- (55) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（平成 12 年法律第 127 号）
- (57) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- (58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
（平成 12 年法律第 100 号）
- (59) 河川法施行法（昭和 39 年法律第 168 号）
- (60) 緊急失業対策法（昭和 24 年法律第 89 号）
- (61) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）
- (62) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
- (63) 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）
- (64) 空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）
- (65) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- (66) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (67) 航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）

第1編 共通編

- (68) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
 - (69) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
 - (70) 職業安定法（昭和22年法律第141号）
 - (71) 所得税法（昭和40年法律第33号）
 - (72) 地方税法（昭和25年法律第226号）
 - (73) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - (74) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (75) 著作権法（昭和45年法律第48号）
 - (76) 電波法（昭和25年法律第131号）
 - (77) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）
 - (78) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）
 - (79) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
 - (80) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
 - (81) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成18年法律第62号）
 - (82) 警備業法（昭和47年法律第117号）
 - (83) 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第58条）
 - (84) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成19年3月改正法律第58号）
2. 請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
3. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に**報告**し、その**確認**を請求しなければならない。

1-1-52 官公庁等への手続等

- 1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2. 請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書定めにより実施しなければならない。
- 3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に**報告**しなければならない。
- 4. 請負者は、諸手続にかかる許可、**承諾**等を得たときは、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。

第1編 共通編

5. 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が**設計図書**に定める事項と異なる場合、監督職員に**報告**し、その**指示**を受けなければならない。
6. 請負者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
7. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
8. 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に事前**報告**の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
9. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で**確認**する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

1-1-53 施工時期及び施工時間の変更

1. 請負者は、**設計図書**に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と**協議**するものとする。
2. 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に先に提出した施工計画書に記載の無い現道上工事または監督職員が把握していない作業を行うにあたっては、事前に理由を付した書面によって監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-54 工事測量

1. 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の**指示**を受けなければならない。また、請負者は、測量結果を監督職員に**提出**しなければならない。
2. 請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを**確認**し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に**報告**し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 請負者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の**承諾**を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存

第1編 共通編

しない場合は監督職員に**報告し指示**に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4. 請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
5. 水準測量及び水深測量は、**設計図書**に定められている基準高あるいは管理用基準面を基準として行うものとする。

1-1-55 不可抗力による損害

1. 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第 31 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害**通知書**により監督職員に**報告**するものとする。
2. 契約約款第 31 条第 1 項に規定する「**設計図書**で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上
- ② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20 mm 以上
- ③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上
- ④ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. 契約約款第 31 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、**設計図書**及び契約約款第 28 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良その他請負者の責によるとされるものをいう。

1-1-56 特許権等

1. 請負者は、特許権等を使用する場合、**設計図書**に特許権等の対象である

第1編 共通編

旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約約款第9条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と**協議**しなければならない。

2. 請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に**報告**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。
3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は、発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-1-57 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に**提出**しなければならない。

1-1-58 臨機の措置

1. 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に**報告**しなければならない。
2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-59 提出書類

1. 請負者は、**提出**書類を工事請負契約関係の様式集等に基づいて、監督職員に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、山形県土木部共通仕様書（参考資料）の様式又は監督職員の**指示**する様式によらなければならない。
2. 契約約款第10条第5項に規定する「**設計図書**に定めるもの」とは、請

第1編 共通編

負代金額に係わる請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類をいう。

1-1-60 創意工夫

請負者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に**提出**することができる。

1-1-61 工事中看板

看板は工事区間の起終点付近の見やすい箇所に設置しなければならない。
なお、工事標示用看板の枠は間伐材としなければならない。

工事名標示板(記載例)

○ ○ 工 事 中	
平成○年度○○○工事	
工事内容	○○○○ 一式
期 間	○月○日～○月○日
施 工	○○建設株式会社
現場責任者	○○○○
(電話)	×××-××××
山形県○○総合支庁森林整備課	
(電話) ×××-××××	

記載上の注意事項

- 1 寸法はタテ140cm、ヨコ110cmとする。
- 2 縁の余白は2cm程度、縁線の太さは1cm程度とする。
- 3 色彩は、「○○工事中」は赤色、その他の文字及び線を青色、地は白色とする。
- 4 期間等の記載内容について変更があった場合は、速やかに修正する。

第1編 共通編

1-1-62 過積載防止対策

請負者は、ダンプトラック等を使用する場合、以下の事項を遵守し過積載防止に取り組まなければならない。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造したダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1) から (6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

1-1-63 提出物の簡素化

セメントコンクリート製品に関する品質を証明する資料については、「工事材料に関する資料の取り扱い」によるものとする。